

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和 7 年 7 月 8 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 小林 弘幸

1 調達内容

(1) 調達件名

令和 7 年度芝田二丁目地区 地区コンテンツの創造業務

(2) 調達内容詳細

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日翌日 から 令和 7 年 11 月 13 日 まで

(4) 履行又は納入場所

UMESHIWA BASE（大阪府大阪市北区芝田二丁目 5 番 1）

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構西日本地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→オープンカウンター方式

（<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>）参照）等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21 階

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部調達管理課 電話 06-4799-1035

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和7年7月14日(月)午後3時

② 提出方法 一般書留郵便による郵送とし、同日同時刻必着とする。
提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要
(別紙「請書」による。)

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、当機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、当機構に対してもその事実内容を報告すること。

(6) 落札者は、個人情報及び重要な情報の取扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照)を請書と同日付で締結するものとする。

(7) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照)を請書と同日付で締結するものとする。

(8) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
都市再生業務部 電話 06-4799-1172

以 上

見 積 書

金 _____ 円也（税抜：総額）

ただし、令和7年度芝田二丁目地区 地区コンテンツの創造業務
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所
会社名
代表者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部長 小林 弘幸 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

※2 連絡先（電話番号） 1 ： _____

連絡先（電話番号） 2 ： _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

表	裏
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部長 小林 弘幸 殿 (件名「令和7年度芝田二丁目地区 造業務」見積書) ※ (押印省略)	封 住所・会社名 担当者氏名・連絡先 ※登録番号

※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（西日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※ 押印を省略する場合は、封筒に「（押印省略）」と記載すること。

請 書

- 1 業 務 名 令和7年度芝田二丁目地区 地区コンテンツの創造業務
- 2 履 行 場 所 仕様書による
- 3 履 行 期 限 令和7年 月 日から令和7年 11 月 13 日まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記業務については、以下の内容を確実に履行いたします。

- 1 業務は、履行期限までに完了し成果品を引渡します。
- 2 業務の履行は貴殿が行う検査を経るものとし、検査の結果不合格となった業務については、これをやり直します。
- 3 前2項の記載事項を履行しないときは、損害賠償の責を負います。
- 4 前各項以外の事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議し、又は協議に応じます。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部長 小林 弘幸 殿

受注者 住 所
氏 名

印 ※1

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

※2 連絡先（電話番号） 1 _____

連絡先（電話番号） 2 _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 7 年度芝田二丁目地区 地区コンテンツの創造業務
仕 様 書

1.業務目的

大阪市北区芝田二丁目地区（以下、「本地区」という。）は、J R 大阪駅北側に位置し、中小規模のオフィスビル、教育施設、個性的な店舗等が多く立地し、路地空間、建物内貫通通路などの空間的特徴を有している。しかし、周辺エリアに比べて地区の特色が薄く、特定のエリアとしての認知度が低いといった課題がある。

UR 都市機構（以下「当機構」という。）は過年度から、本地区の特色等の検討を目的として、当機構が本地区に所有し運営する UMESHIBA BASE（以下、「当施設」という。）において、新たな地区コンテンツ（都市型菜園、クラフトビールなど）の発掘等を取組んできた。

本業務においては、本地区内の地区コンテンツ創造及び関係者構築に係るワークショップ（以下「WS」という。）を実施し、並びに都市型菜園にて栽培しているホップを活用した地区コンテンツとして、クラフトビールの製造を行うものとする。

2.履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 11 月 13 日(木)まで

クラフトビールの納入は、別途指示する日までに行うこととし、令和 7 年 10 月 23 日(木)を予定する。

3.履行又は納入場所

UMESHIBA BASE（大阪府大阪市北区芝田二丁目 5 番 1）

4.業務内容

（1）本地区内の地区コンテンツ創造及び関係者構築に係る WS の実施（主たる業務）

①当施設で収穫したホップを活用したクラフトビール醸造に係る仕込み WS の実施

②本地区における関係者間で作成するラベルデザインの選定等調整の WS の実施

（2）クラフトビールの製造

①（1）①で仕込みを実施したホップを活用したクラフトビール（330ml）600 本相当の醸造

ホップが生育不良等により当施設で必要数量収穫できなかった場合、同等品（地域性を考慮し、近畿 2 府 4 県を産地のものとする。）のホップを受注者が調達しクラフトビールを醸造すること

②瓶詰め及びラベルデザインの作成

ラベルデザインの作成は（1）②で選定された素材データを使用すること

(3) 報告書の作成

(1) で実施した WS の実施概要及び (2) のクラフトビールの製造過程を報告書としてまとめること。

5.再委託等

- (1) 本業務は、4 に示す「主たる業務」以外の業務については、第三者（以下「再受託者」という。）に再委託又は請け負わせて実施する（以下「再委託等」という。）ことができる。
- (2) (1) の再委託等を行うこととなる場合には、再受託者の選定及び業務の実施について受託者が責任を負うとともに、受託者が直接業務の実施に必要な指揮・監督・検査等を行う場合に限り実施することができるものとする。また、この場合、委託者への報告及び委託者との協議については、受託者自らが行うものとする。

6.成果物

- (1) クラフトビール（330ml）600 本相当
- (2) 報告書（書面） 一式

7.その他

- (1) 本件業務受注時においては当機構と受注者で打合せを行い、本件業務の内容について双方で確認を行うこと。また、成果品納品の前に受注者から当機構に対して報告書の内容、分析結果等に係る十分な説明を必ず行うこと。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、その都度、当機構担当者と協議し、担当者の指示に従うこと。
- (3) 本業務を円滑に進めるために、常に密接な連絡を保ち、疑義又は問題点が生じた場合は、速やかに当機構と協議し、その指示に従い円滑に業務を遂行すること。
- (4) 当機構が従前より有していた著作権を除き、成果品の著作権は、受注者に帰属するものとする。但し、当機構社内での事業化検討、意思決定手続その他の成果物を使用するために必要な範囲で、当機構が著作権法に基づき成果物を利用することを受注者は無償で許諾するものとする。また、本号に定める場合において、受注者は成果品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。
- (5) 本業務において使用する写真、資料、映像、音声等については、当機構及び受注者が版權を有するものを使用することとし、他者が版權を有するものについては原則使用しないこと。なお、他者が版權を有する著作物を使用する場合は、その許諾等手続きの一切を受注者が行うこととする。
- (6) 本件について他者との間でトラブルが発生した場合は、受注者において誠意を持って対応の上解決するものとする。

- (7) 当機構から受注者に対して提供又は貸出をされた資料等については、本業務以外での使用を禁ずるとともに、当機構からの返還要求又は履行期間満了時においては速やかに返却するものとする。
- (8) 業務の完了後であっても、成果品に明らかな誤謬が発見された場合は、業務実施者の責任において訂正するものとする。
- (9) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ①業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した文書により当機構に報告すること。
 - ③暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当機構と協議を行うこと。
- (10) 法令、条例等の関係法令を遵守すること。

8. 守秘義務

受注者は、情報管理を徹底するため、業務遂行上知り得た全ての情報について厳格に管理を行うこととし、故意又は過失により第三者に漏らしてはならない。また、本業務の成果品、資料等についても同様とし、第三者に頒布及び公開することを固く禁ずる。

本義務に違反した場合は、速やかに当機構に知らせた上、双方協議の上誠意をもって対応することとする。

以 上